

広島市告示第54号
令和3年2月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 フレスタ横川店
 - (2) 所在地 広島市西区横川町三丁目2番15ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社フレスタ
代表取締役 宗兼 邦生
広島市西区横川町三丁目2番36号
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙のとおり
(変更後) 別紙のとおり
- 4 変更年月日
別紙のとおり
- 5 届出年月日
令和3年2月5日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和3年2月10日から同年6月10日まで。広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和3年6月10日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(変更前)

| 小売業者 | | 住 所 | 変更年月日・ 変更理由 |
|----------------------|-----------------|---------------------------|-------------------|
| 氏名又は名称 | 代表者 (法人の場合) | | |
| 株式会社フレスタ | 代表取締役 宗兼 邦生 | 広島市西区横川町三丁目2 番36号 | |
| 株式会社リカーズ | 代表取締役 上河内 雅美 | 広島市安佐南区長束六丁 目8番46号 | 令和3年1月17日 退店 |
| 有限会社フラワーショップ ふじもと | 代表取締役 藤本 周市 | 広島市西区己斐上四丁目 30番2号 | |
| トライ産業株式会社 | 代表取締役 山下 健児 | 広島県呉市中央一丁目6番 9号 | 錯誤 (小売店でないため) |
| 國居 恵子 | | 広島市西区庚午南一丁目 32番19-301号 | 平成26年12月31日 退店 |
| 株式会社コムズ | 代表取締役 宗兼 邦生 | 広島市安佐北区安佐町飯 室1592番地 | 令和2年1月31日 退店 |

(変更後)

| 小売業者 | | 住 所 | 変更年月日・ 変更理由 |
|----------------------|----------------|----------------------|--------------------|
| 氏名又は名称 | 代表者 (法人の場合) | | |
| 株式会社フレスタ | 代表取締役 宗兼 邦生 | 広島市西区横川町三丁目2 番36号 | |
| 有限会社フラワーショップ ふじもと | 代表取締役 丸川 尚宏 | 広島市西区己斐上四丁目 30番2号 | 平成29年3月1日 代表者変更 |